



平成28年 1月29日

各 位

会 社 名 株式会社電算システム
代表者名 代表取締役社長執行役員 田中 靖哲
(コード番号 3630、東証一部・名証一部)
問合せ先 管理本部長 近藤 登
(TEL . 058 - 279 - 3456)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年1月29日開催の取締役会において、平成28年3月25日開催予定の当社第49期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成27年12月15日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、本年3月25日開催予定の当社第49期定時株主総会の承認を条件に、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第29条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 事業活動の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)の事業目的の文言を追加するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の「定款変更の内容」のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月25日(金)
定款変更の効力発生日	平成28年3月25日(金)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 各種情報処理の受託及び提供業務 各種ソフトウェアの開発及び販売業務 コンピュータシステム及び関連機器・用品の販売業務 (新 設) — コンピュータシステムの運営・管理受託業務 コンピュータシステムに関する設計・技術要員の派遣業務 (新 設) — 収納事務の受託代行業務 — コンビニエンスストアでの料金支払及び郵便振替の利用に関する決済処理業務 — 電子マネーの利用に関する決済処理業務 — デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済処理業務 — 資金移動に関する業務 各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理業務 — 前各号に関連するコンサルティング業務 — 前各号に関連する一切の業務	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 各種情報処理の受託及びサービスの提供 コンピュータの各種ソフトウェアに関する企画開発・設計並びにその販売・賃貸及び保守サービス コンピュータ並びにこれに関連して使用される周辺機器、付属品、消耗品等の販売及び保守サービス並びに賃貸 通信ネットワークを利用して提供するコンピュータサービスに関する企画開発・設計並びにその運営サービス — コンピュータシステムの運営・管理サービス 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣 電気通信事業法に基づく各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理 — 収納事務の受託代行サービス — コンビニエンスストア等での料金支払及びゆうちょ振替等の利用に関する決済サービス — 電子マネーの利用に関する決済サービス — デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済サービス — 資金決済に関する法律に基づく資金移動に関するサービス (削 除) — 前各号に付帯又は関連する調査、研究、技術開発及びコンサルティング — 前各号に付帯又は関連する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 取締役会 監査役 — 監査役会 — 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 取締役会 監査等委員会 (削 除) — 会計監査人
第5条～第18条(条文省略)	第5条～第18条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>(新設)</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略) <u>(新設)</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任軽減) 第39条 当会社は、社外監査役との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約）を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	(常勤の監査等委員)
(新設)	<p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	(監査等委員会規則)
(新設)	<p>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第40条 ~ 第45条 (条文省略)	第34条 ~ 第39条 (現行どおり)